

交渉の配達は融通が容易であるが、後争議者側

への交渉は、毎争議団の重要目的の一部を兼ね

て、その交渉は、労務状況を十分緩和せしめ、

及び労務者への交渉は、労務状況を十分緩和せしめ、

二、於てハ、断然その措置が十分である旨を通知せしめ、

九日、労働者側が解決しない

要求事項

一、解雇者への復職をせしむこと

一、配達料を一律に値上げ

一、解雇反対

一、自給者に対する修繕料半額支給